

中外新聞

10
8
10



18
10

廿



中外新聞 第十六號

定價一匁



中外新聞第十六號

慶應四年四月廿三日



四月十五日 上様此道中は滞おく水戸表へ 此著弘文亭
へ私為入い趣彼地より来る

東久世殿并肥前侯横濱へ来著の由同處より報告あり徴士
寺島陶藏并關齋右衛門等も来り一由

十六日頃結城小山の邊に戦争有りし由にて種々の報告あ
り十八日十九日江戸在留の官軍追々野州へ發向す其詳あ
る事を未相分らず

萬一千六百九

○夫婦同寢多少の限ある話

唐通居士 譯

原本西洋情史の一章を抄出す

一夫よりて數婦を娶るゑ天理よも背き家道よも害有りとして西洋よて先古よりこれを戒るを善き教とせりされど動もすれむ此戒を犯す者多りりければ古來賢人これを憂へ種々の教を立て竟よも夫婦同寢の數をさへ定むるよ至れり○モセスと云ふ人を古の大賢者と仰がる程の人おれ共其教を時の習をよ從ひて立られし故よや強ちよ妾を置く事を禁ぜられず出^ル埃及^{エジプト}記の廿二章よととへ妾を置く

共本妻の衣食及び同寢の數を之を減す可くならずと説くれより其他モセスの掟の中よ學問の爲おれむ三十日までを妻よ遠きらるも苦しうらず職業の爲おれむ七日を限とす壯年よして職業よ差支おけれむ毎夜同寢するも妨無し假令差支有るも七日の間よ兩度を欠く可らず但し駱駝牽え三十日の間よ一度船頭を六ヶ月よ一度を少きの限とす又妻若し夫の同寢をいふまど其夫七日目毎よ妻の資財を取上げ資財盡るよ至らむ離縁状を遣すべしと云へり○其後ラビン人少く此掟を改め學問の爲おれむ二三年の間よ妻よ遠きらるも苦しうらず然れども可成丈七日の間よ

兩度づくと同寢する松よ心懸く可くと云つり○希臘國の
 ソロンと云人も亦古の大賢ありてアテ子の法令を定め
 一時は毎月必ず本妻と同寢す可くと書載せり○回く教
 の國よは後世よも猶此風俗残り妻と同寢するを夫の勤と
 一妻より之を催促する事宛も債をたさるよ異ならず是れ
 其國よ七日毎よ一度づく同寢を欠く可らず若し之を欠く
 時を妻これを裁判所よ訴へ離縁状を求むるの權あるべし
 と云ふ掟あるよ依てあるべし○以上諸賢人の教を小異同
 ありと雖も皆夫の本妻を疎みて同寢の數の足らざるを戒
 むるのみよていま嘗て其數の過るを戒めざりしよ其後

數百年を経て初めて其一例を得しと殊よ驚く可き事とや
 いもん所を今の是班牙國の地よ中古の世アラゴンと云ひ
 一國あり其國の何と云ひし女王在世の時ありしがカタ
 ロニーと云ふ所の民の妻其夫の同寢の多きを訴へ祭日と
 雖も十度より少き事あらずと歎きけれを女王も之を憐み
 玉ひ速よ其夫を召して痛く呵責し今より後一日六度よ過
 く可らずと戒め玉ひ且後世の掟おれむとて此事を普く國
 中よ布告し玉ひけり後來好事の輩此等の話を傳へてソロ
 ンが一月よ一度と定めしを少きの限としカタロニーの民
 婦が一日よ六度を請合ひしを多きの限とする事とありぬ

尚ナ記事長けれむ他日續きて譯出す可一

○暮春書感

作者不詳

三百年來霸氣雄豈知時運轉西東如今命脈君看取只在西郎
方寸中

郎一作鄉

失題

何事諸公爭挂冠鷓鴣無復一枝安朝レ滅盡孤臣淚滿地落花
風雨寒

○京師出觸書二通

紀伊中納言

有馬中務大輔

奥平大膳大夫

小笠原豐千代丸

溝口誠之進

伊達伊豫守

大總督不日著レ付入城ニも可相成付てレ關東ニ取締尚奥
羽等速ニ平定ニ至リ付レ指揮可有之ニ付早ニ出發東向
仰付レ事

但著府の上直招大總督ハ可届出レ滯陣中ニ不及申途中
等摠て嚴肅ニ致シ不覺悟無之レ松可心得事

今般已ニ出親征 出レ輦遊海軍 出レ覽之上關東時機
依り直極輦輿を東山道ハ可レ為向 思召ニ右ニ先般

處々おいて賊臣 官軍を抗し盡く撃破し及ぶと雖も未だ
餘黨彼是屯在致居い哉よも相聞えいよ付萬民艱苦の程を
歎思召い條大總督指揮の上を速し遂忠戰四海平定奉安
宸襟 古沙汰之事

三月

○京都古觸書二通の寫

銅錢の依當時各國相場古斟酌の上自今一文を以て鏹^{ドク}六文
は通用を 仰付い事
右を是まで其位當を得ざるを以て動もすれど奸商共異邦
へ輸出いよい依も有之依之速し海内へ布告を 仰付い

事

三月

太政官

○

横濱ドルの相場五七日來又少しく上りたる方あり一ドル
よ付四十四匁八分五厘より四十五匁
錢相場日々下落近日に至て最甚し今日天保錢金一兩よ付
十貫九百三十二文 文久錢を十四貫二百文

○髮切の怪談

新聞社友元來奇怪の説を信せず然れども左の奇事を目撃

せりと云ふ人の有るよ任せて附録一以て博物君子の定論
を俟つ

四月廿日夜小川町歩兵屯所よて一人髪を切られざる者有
り夜半の頃寢所より起きて廁モッコよ往きしよ何物とも知らず
真黒なる物突然と來りて頭よ突當るよと覺ゆるや否や卒
倒して人事を知らず此物音よ驚きて人々集り介抱せしう
む頓て正体よ成とり然るよ髻マゲを落ちて二三間も離れたる
地上よ在り其真黒なる物を猫の如くよして黒き事恰も天
鷲フクロ絨の如くかりしとぞ



中外新聞 第十七號

中外新聞第十七號

慶應四年四月廿五日

總督よりの出達書寫

軍艦之佞度、相達は通一事不舉、いへも恭順の道も悉く瓦解し可及時機にて、此處置振一結局の奏聞も不為爲調次第より勿論兵艦銃器を必兵力を以て天朝へ不相迫實効を表し、譯し、處軍艦奉行榎本和泉主家を思ふ至情感心の事より間願意相貫き、松山盡力可成降、就て直松四艦を其儘に下し、付其餘四艦急速朝廷へ可差上松大總督宮内沙汰、此條此段相達、事

四月

東海道先鋒

總督 印

副將 印

田安中納言殿

○

石川河内守

佐久間鏞五郎

右之者當分市中取締之儀付之間嚴重に忠勵可有之旨
大總督宮内沙汰の條相違の事

四月

東海道鎮撫總督府

田安中納言殿

○論重板

唐通居士

夫れ智識を闢き風俗を勵ますの道を學問を盛まするより
善きを無し而して再ひ其源を推せし全く新書籍の著述に
在り是を以て世界中文明の邦々よても極めて著述の事を
重んず之を鼓舞せんが爲に主として其重板を禁するあり
蓋し重板の禁あれど新書出賣の利悉く著者は歸すべし而
して官より著者を褒賞する所以并に著者の益多く著述し
て國恩を報ずる所以皆此中に存するあり

居士嘗て西籍を譯して褒功院説を著せり近日校正し
て西洋雜誌卷四に載すべし

我邦は於ても舊來重板の禁甚と嚴かり一が近頃其法破れ
しと見えて重板の事あるよし第十二號は報告あり予おも
つらく此事果して實あらむ世道は關うる事鮮うら乎今よ
り以後新著の利盡く姦商は歸し著述者の損失殊と甚しく
業を破り産を失ふを勿論假令世を憂へ國を思ふの志深き
者有りとも微力よして損失の補をふす事能たまさる時を著
述を企つる事叶たまさるよ至らん是れ實は智識を闢き風俗
を勵ますの本意は非るあり方今百度一新一夫も其所を
得さる者無きの聖世は在て只此一事頗る闕典は屬する
よ似たり最以て惜む可く歎す可き事あり我公私の爲よ
一應これを論辨せざるを得ず

戊辰四月

○

東久世前少將此度中將に昇進せらる

四月廿日神奈川奉行水野若狹守同並依田伊勢守 朝命と
君命とを奉り段々應接濟の上横濱港を東久世殿と肥前侍
従とよ引渡し翌廿一日歸府す組頭調役亦これよ従ひて江
戸に歸る定役以下小吏を其儘同所よて召仕たる、筈よ決
せり但し其内勤を辞して江戸に來りし者も有り

○四月十八日出板横濱新聞の譯

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の模様は依りては江戸へも海路より官軍來る可いと云ふ會津も國內の士民は布告して曰此度の勅諭も全く天子の真意より出たるよても無く薩長の意は成れる者あり若し實は罪有りて御門の譴責を蒙るからむ御前よ於て切腹し其罪を謝す可いと雖も實は然らざる事明白なり故は死を以て國は殉し飽くまで敵と戦ふ可いと日本よ於て大名の此の如き事を家來は觸れ示す事も屢なり是れ人心を激動固結せしむるの策なり曾て先將軍の

長州を伐ちし時長州よても右の如き趣を布告して 王命は抗しとり

會津の國論も一定せしや否や之を知る事能はず若し會津の國論分裂して因循をふすからむ南方諸侯大よ力を得るふるべし

英國の軍船追々横濱を發して五月十五日即ち日本四月廿三日までは大坂港へ集る可いと布告せられし依りて軍船ロド子イを今日オセアリンを明日此地を發しサラミスも續きてパークス君を載せて此港を發すべし

オセアリンを鐵張の蒸氣フリゲートにして四千トン

積一千馬力よりて大砲廿四位の大軍船あり

但し此度の命令を平穩の事なり是れ英國使節として上京

し朝廷へ拜禮を行ふが為なるべし

オルハンと名くる蒸氣船一艘京都へ賣れしり價洋銀五萬

ドル此内一萬五千ドルを正金其餘を銅にて拂濟せしり

成澤甚平 譯

○

越後よりの書狀より外國人新浮より會津に往きし趣を越
ししり傳習の爲なるや外の用事なるや未詳

中外新聞追々盛んに行なれしに付尚又職人を増し招立製本

相急がせし間來る閏四月より大抵一ヶ月より十冊ツ、出來

可致しととへも朔日より一冊出來しへも四日七日十日と大

凡四日目の跡の本出來しとす可くは但し時より紙數延

びし節を一兩日おくれし候も可有之し事

何よよらす珍しき新聞或も譯文を送り呉られし人へも製

本を呈し尚又相當の謝儀差出し可し事

新聞中へ植込呉し松賴込み有之しへも一行より付金壹朱の

出銀にて書き加へ可し事

但し其事柄の取捨を撰者の意に任せ可しし間此段兼

第廿七號

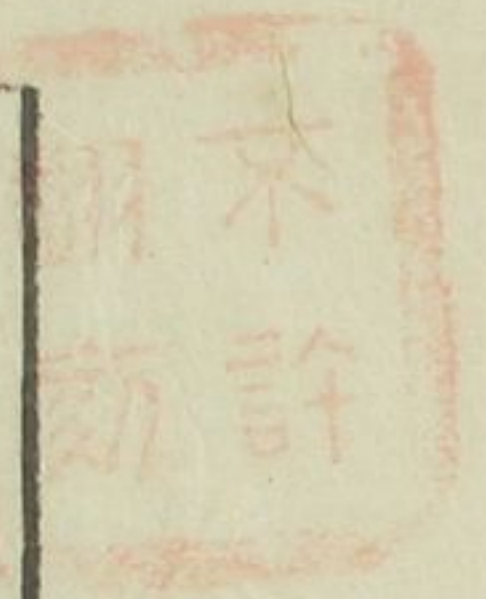
ては断り置い事

中外新聞遠國へ差送り以爲第三板を小本にて合巻に致し
賣出し事

中外新聞に洩さる異聞を集め社中にて外編を撰み近日發
兌可致し事

右の外中外新聞別板無之に萬一偽板等有之に在り
證據を以ては知らせ可き下は厚く謝儀差出可し事

四月



中外新聞

第十八號

定價一匁

第一卷 第七號

中外新聞第十八號

慶應四年四月廿七日

横濱在留外國人の書狀抄譯

新瀉より報告有り北方諸藩の様子を聊々聞く事を得たり
即ち左の如し

北方諸侯を 勅使の通行を妨げずと雖も南方の兵會津領
地に入る事を許さず

溝口侯の兵五百人許京都へ發向す北兵を溝口侯へ逼りて
何故に南黨に屬するや若し北黨の先鋒を加えらざるに於
ては城地を奪ひ取る可き由手強き掛合ありしを溝口よ

第一卷

一

り莫大の償金を出して和を乞ひとる由
北方の兵を越後の高田に到り是より信州に趣く可き由の
知らせ有り

吾等の思ふ所よて北方諸侯の勢益強大とかり遂に進て
京洛の地を争ふに至るべし

○東山道總督府より諸藩へ此達の寫

大政此一新の折柄未と 此政事向不行届を幸として無頼
の惡徒共愚民を欺き徒黨を結び恐多くも 官軍の内命或
を薩長より付られ杯と偽り唱へ無辜の富家へ押入り

強談難問を掛加之放火いとい日く亂妨相募り生民全く
塗炭に陥り段總督府おいても深く此憂慮を為遊一日も
難捨置依之信州一國の賊徒鎮撫向當國列藩へ 仰付
間各藩中合夫々持場を定め人數差出し置賊徒の亂妨を防
ぎ惡徒を召捕諸藩脱走人或も無宿者に至て速に其藩に
於て死刑に處す可く尤百姓とりと雖も徒黨は頭立に向
て平日の行狀正邪を糾し夫々可致所置元來無頼の惡徒
共徒黨を結び蜂起いとい倭といへた大義條理を以て鎮
定し倭一朝一夕に不可行者とい間 勅命の旨に達し兵
威を以て鎮撫可仕し但し年貢諸運上總て御收納向の倭を

近くは確定の上は沙汰可有之の間それ迄の所只管鎮撫民
政の心を用ひ萬民其業の安しを極精く可致盡力旨更に
仰出されの間此段相違ひ也

辰四月

東山道總督府執事

○江戸市中改革仕方案

神田孝平 述

江戸を元來日本國中諸大名輻湊の地ありし所時勢一變し
今を復昔の如くあらず且遠くならざる内は外國人も居留す

る事と成る可ければ後年の盛衰を姑く差置き眼前此儘と
ても立ち行き難き姿あり然れを先づ急し改革の良法を行
はざる可らず其改革の趣意を第一江戸中の智恵と力と
を集むるを肝要とすこれを集むるの法を總代會議の法を
設くるに在り今試し其法を論せし先江戸市中を廿組程に
分ち各組の中より地面持をりり相集り入札の法にて誠實
才能ある者二人を撰み是を組中の總代として奉行所より差
出すべし左すれを奉行所より江戸中組より出る總代人
凡そ四五十人も集まるべければ一大席を設けて集會せし
む可し是れ即ち總代會議所あり次に會議の法すべて奉行

の存意よても總代人の中より出さる事よても又市
 中の者より出さる事よても一應必ず奉行の手より總代會
 議に渡して其評議に懸け一統承知の趣評決連印の上は非
 ざれを之を市中に施し行ふべからず且何事よらざる會議
 よて可然と評決せし先例無き事よても之を行ふべし又然
 るべからずと評決せしことへ舊來の仕來りと雖も直之
 を廢止すべし是れ其要領あり猶總体の心得方を言へし抑
 此總代を江戸中より撰み出されたる賢人ふれし即ち江戸
 中の智恵をとり出さる者あるが故に銘々も篤と其
 理合を合點し假初も一己の私心を挾まず一圖に江戸中

一統の為を思ひ譬へど同船して風波の難に逢ひたる時の
 如く相和し相助けて何事をも取纏め成就せしむるを主と
 すべし且夫れ江戸中廣しと雖も細ろし吟味すれし誰その
 地は非ざる無し又地面の主たる者已れり地面を大切と思
 へざるも無し今地面を大切と思ふ心を以て總代を撰み出
 し其總代打寄りて評議決著せし自然に江戸中を大切と思
 ふ心を生ずるに至るべし是れ實に總代會議の妙處にして
 殆筆舌よも盡し難き真味あり方今交易商會蒸氣用法製鐵
 局紙幣法其他總して江戸市中を富ますべき良法極めて多
 しと雖も先づ右江戸中を大切と思ふ心を一纏めしして後

は非れも手を附け難し故に我先つ會議法の大略を述べて
以て其端を發すと云

追加本文總代は撰まる、者も人材を第一とし地面を
持しぬ者もても苦しむるまじ勤役を九四五年を限と
して交代すべし且勤役中を相應の格式と俸金とを與
ふ可し尤俸金を總地主中より之を出すべし猶論ずべ
き事多く有りとし雖も具録は暇あらず市中有志の諸賢
尚其詳を問ふんと欲せむ板元よとよりて我家より來り
訪ふべし

○
佛蘭西在留の友人より書翰を得たり彼地見聞の事を記し
且公子民部大輔殿の法旅館の圖をも寄贈す此冊紙數既よ
満されし近日刻して同好は頷んとす

○
西洋醫家必用の藥品ヂギタリスヒヨスサルヒヤカミルレ
マヨラン亞麻アルセムメリサの類追々傳來し當今に至り
ても外船を待たずして其用乏しならず其他花草菜蔬等も
次第に船來多し吾去冬佛蘭西より歸帆の時も亦種々草木
の種子根塊を携へ來る其内はサフランコルシクムアルタ

アゼーアユインイリスフロレンティナラヘンデルカルウイ
等あり此等次第は繁殖せむ後來一個の國益とも成るべし
又菓も方今を許多の菓を結ぶに至れり此物世間は流布
するに至らば亦一種の物産を増補すと謂べし

苹菓元和産ふし西洋名アップル俗稱オホリンゴと云ふ林
檣コの屬よりて實大且甜美あり

砂糖サトウタケを只甘蔗サトウタケより製するのみならず西洋にては葛藟クワの根
よりも採り又楓の樹よりも之を採るいとゆる棒砂糖と云
者サトウタケと皆葛藟クワより製する者あり

田中芳男 記



中外新聞 第十九號

定價一匁

中外新聞第十九號

慶應四年四月廿九日

四月廿三日出板横濱新聞の譯

今月廿一日東久世中將横濱港を受取りよ成さり運上所の
役人半分を江戸へ歸り半を留まり居る事と成し故よあま
り差支も無けれども通詞一人も居合せず差當り色々差支
への根子よ見えたり
八九日前勝安房守江戸より來り英人と應接あり其事柄を
知らず

今日サラミス船彌此地を出帆し兵庫へ往く可し英國公使

パークス君此船に乗一京都に到り 天子に謁して事を議
するが爲あり

江戸及び近在此有振よて戦争も無く穩よ引渡よ成るふ
らも各國公使彌々新政府を日本全國の領主と認め諸事共
よ相談いよし助力すべし然れとも北方諸侯よても何人よ
ても先將軍の爲よ兵を起し南方諸侯と戦ふ者ありて日本
よ尚大君有る事明らある間も各國公使矢張是までの通局
外中立の法を守り決して手出しを成さざるべし

兵庫よりの書翰よ大坂兵庫共よ萬事誠よ平穩あり帶刀の
者も多く居留す然れども外國人へ對してをいつれも丁寧
ある事よて更よ心配の事無し是を以て考れを新政府の役
人を餘程開けよると見えより前の政府の家臣よを此の如
き人を甚稀よこれ有りよのこ

日本商人を臆病よて代呂物の仕込をなす事甚少し故よ當
地の交易甚微くよして寂寥あり恰も野陣の光景よ似て更
よ交易場の景色よあらずと云へり

横濱今時輸出貨物の直段左の如し

生糸前橋極上の品十六貫匁よ付八百六十ドルより九百ド
ル次を八百ドルより八百四十ドル並を六百四十ドルよ
り七百四十ドル奥州極上八百三十ドルより並六百五十

ドル迄色く不同甲州極上品無一並にて六百五十ドルより七百ドル越前極上六百八十ドルより七百十ドル次を六百四十ドル位並を四百五十ドルより五百五十ドル茶極上く品十六貫匁又付三十四ドルより三十六ドル最上三十一ドルより三十三ドル其次色く不同並の最下直ある所にて十六ドル位

烟草一番口十六ノ目又付十四ドル二番を十ドルより十二

ドル三番を七ドルより九ドル

蠟十六ノ目又付十六ドルより十七ドル

人參五十斤又付一ドル半より四ドル二分まで

菜種十六ノ目又付三ドル九分より四ドル

菜種油十六ノ目又付八ドル九分より十ドル

樟腦十六ノ目又付廿二ドルより廿三ドル半

ドル相場四十三匁九分より四十四匁一分あり

輸入物價を又次號に譯出すへー

○日本民口の多少を論ず

是れ横濱在留洋客某の説ふり偶其手記の稿本を得て之を抄す

青眼外史 譯

西洋の地學書は日本の民口を總計する説いづれも同トウ
 らず或も一千萬有餘と云ひ或も一千五百萬或も二千五百
 萬或も四五千萬と云ふ然るは吾日本は來り住する事既に
 數年日本人は遇ひて屢これを質問するは一人も慥は其答
 をおす者無し然れも諸書は言ふ所を固り傳聞の儘は記し
 たる者あるが故より大なる差ひあるあり併しおがら日
 本の國風何事も隱秘して實事を外國人にお告げさる習を
 ふる故は民口の眞數も隱して知らせさるはやと思ひて種
 と探索せしう全く民口の慥なる數も政府の役人さへも知
 らざる事と見えたり左すれも人別改めの法の粗なる故は

民口の數正しく知れ難きおらん歐羅巴洲就中文明開化の
 邦は於ても殊更民口の數を改むるは其規則ありて本洲を
 離れたる藩屬の地方までも明細に調ぶる事あり夫故年々
 人民増殖の數も慥は相分る事衆人の知る所の如し日本は
 ても往古を王朝にて國々の人別を細うに改められし事
 はや古史を按ずるは往く全國の戸口を吟味し其内より兵
 士を取りし事明らかり紀元六百八十九年は天下の民口を
 計り男子の四分之一を兵丁に充たる由を記し又九百八十八
 年を全國の人夫八十八萬三千二百廿八人ありし由を記
 せり却て今日に至りて民口の多少詳ならず然れども吾が

考ふる所にては四五千萬といふを固より誇大の談あるべ
く大抵一千五六百萬といふ者其實を得るゝ近らるべし其
證據を言わく吾が英吉利の大きと日本并に四國九州と合
せしる大きと其里方積を比較すれば大抵日本を英國の一
倍よあはる英國を戸口の稠密ある事殆歐羅巴の冠とり且
國土よく開けて不毛の地無し而して人口二千七百萬有餘
あり若し日本の人烟稠密ある事英國と均しうらめを五
千萬を過ぐと云ふも適當なるべし然るゝ吾日本の周圍を
航行し港々の様子を一覽し富士山を初め諸山に登りて山
麓の地を望み見しは不毛未墾の地甚し多し英國よても倫
敦を離るゝ事數十里の僻邑と雖も民戸を尚櫛比す日本を
江戸を距る事僅し五七里にして既に廣漠の野有りて僅し
星散の人家を見るのみ是より推考すれば全國の人口
吾が英國より少きをもとよりの事にて假令多くも二千萬
よも過ぎざるべし且又六七年來生糸の輸出盛んにて日本
産物中の隨一たり然るゝ年々直段高く成り行くのみにて
出高を一向増す事無し其生糸の出る地を甲州信州奥州越
前おどよていつれも不毛の地多き國あり勿論日本人を例
の亞細亞風にて舊來の仕來りのみを守り新し土地を開き
産物を殖す事おとを好まぬ風俗おれとも現在莫大の利益

有る生糸さへも仕入をする者の少きを以て考ふれは是亦
思ひの外民口の少き一證あらん歟

中外新聞日増し相弘まりし俊偏し書林中の丹精して満足
の至し存し然る處此頃中賣出し遅速の俊し付彼是議論差
起りし趣相聞えし間此方規則一應し述し最初摺始めの節
より社中人數相定まり居しし付右社中一同へ一人し付一
部ツゝ配當いしし其後餘計し出來いしし本を書林中へ
賣弘めし事し夫故活字摺立出來日附よりも賣弘めの日
限を必ずおくれし等し尤段々號數相増しし處矢張第一
號より揃ひの注文多く有しし付兎角新板の方製本手お
くれし成勝しし故毎く不本意おがら賣出ししの日限折し延
引相成しし付書林中待兼ね催促の段尤至極し存し間可成

丈相急ぎは振尚又職人共へも付置は乍去規則を賣出
當日より江戸中書林一同へ相弘めは此定めを決して變改
無之は一方の書林へ渡り一方の書林へ不渡ふと云ふ事を
決してこれ無くは間一同此趣承知可有之は但し此頃の風
聞よを聞成所稽古人ふどへとより新板の分一冊買受けを
れを店先へ出しはて仲満を欺きは者も有之哉と相聞えは
尤風聞の事と付此方よとを取上げ不中はへども右振のい
とづら致しは者を書林仲満よと如何振共懲らしはて可然
は依て此段及通辞は以上

新聞局

江戸書林中



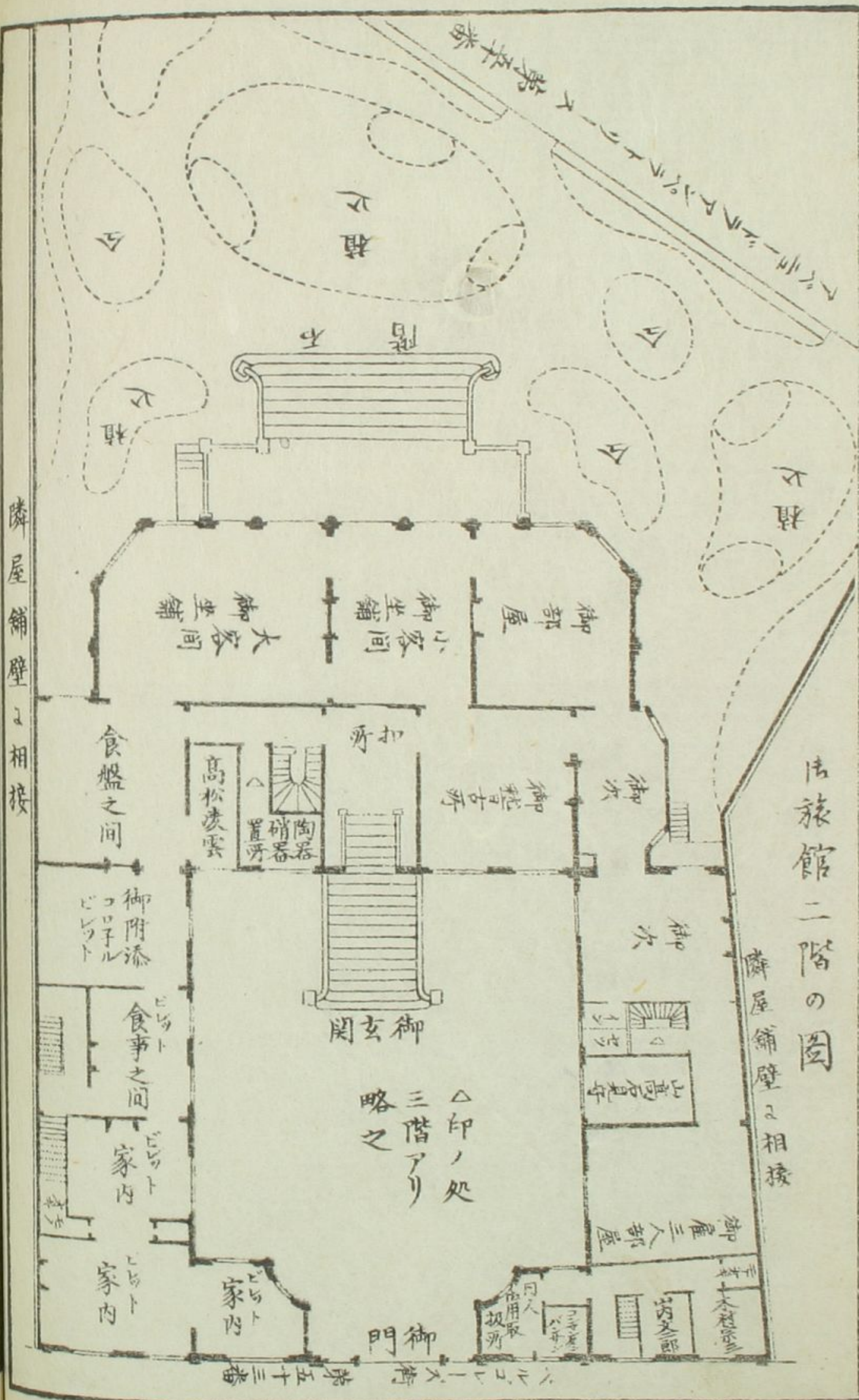
中外新聞

第

廿

號

定價一分五分



法祿館二階の圖

中外新聞第廿號

慶應四年閏四月三日

四月廿四日出板オ、フルランドメイルと名くる新
 聞紙の譯。

今般政度一新を計りて、御門を古昔の帝王の權を復し
 將軍の政權を止むるの大改革追々採取すべき招子を見ゆ
 嚮よ、勅諭の趣を、前將軍慶喜公へ達せられよ、其事首
 尾よく奉命ありて、公自々ら鎮靜の為に盡力必ふららす
 且今月十二日江戸を發し其父君の任居せられたる水戸と
 いふ地へ退隱し玉ふ其情實憐む可し扱江戸城を即日勅

使へ引渡しは成り當港の事務も亦官軍へ引渡しは成り
り即ち此神奈川港を受取りは來り新ニニストルを東久
世中將并は肥前侍従あり但し肥前侯を九州の大名東久世
を元來公家よりして少將の官ありしが此度當地出張は付て
中將は昇進すと云ふ

會津を日本中第一の強藩あり只地形の嶮岨ありのみあら
す其人飽くまで強勇よりして死を怖れず南方の諸侯必ず之
を伐とんと欲せど數萬の人を損し數月の久きを経て成功
を期し難るるべし如らず戰を休めて和平を謀るよ
會津侯を恭順を盡して 勅使を迎へ歎願して曰近畿は於

ける發砲を全く士卒の過失あり併しおがら 朝廷は對し
奉りは後よてを更は無之もとより叛逆ふと、云ふ事少し
も覺これ無き旨明白より披き有りしを 勅使も大は見
交違ひよて歸洛ありしと云ふ

○タイムスと名くる新聞の譯

日本は於て 御門と云ふ稱號を偏し人の畏服するものと
見えとり且國人の信仰するや恰も神佛の如くあり現在幼
年の 君を擁してさへ天下は命令を下すの勢有り
此 君は動らざる威權を與へ其扶助をふし國內の爲は靜
謐一致を謀るを我等は於ても望まはしき事なり嘗て日本の

隣國ある支那に於ても此の如き處分成功を奏せり日本舊
來の如く只一人のみ利を専らよして天下と利を共よせざ
る仕法を我英國の如き貿易を好む國民の甘んせざる所な
り

渡部一郎 譯

○四月廿九日觸書

上様水戸表へは為入は謹慎を遊はし付は跡を慕はは機嫌
同等に罷越しは者も有之哉に相聞えは事情尤の俊よは
は其は法を侵し罷越はてはは謹慎中却ては為よは不相成
は間心得違ひの者無之松精く諭萬一押て罷越は者これ

有るに於ても急度相達しは品も可有之は條兼て可なり渡
置は事

四月

○

朝廷へ左の四艦獻貢相濟

富士山 翔鶴 觀光 朝陽

右の外 開陽 回天 蟠龍 千代田を其儘に下之

○四月廿六日林玖十郎は使として京都へ出立す今月十日
頃を歸著すべき由

右は用の趣を寛典に振合を 大總督府より京都へは伺よ

相成由

○横濱別段新報の譯

此節日本國內の騷亂に乗じ當港在留の或る外國人サント
ウズ島の砂糖竹植附を渡世といふ者と約定し日本人三
百餘人を三ヶ年の年季にて雇ひ切り砂糖竹植附川込等
に使役するを爲彼地へ差送れり

或云給銀一ヶ月五ドルツトにて期限五年ありと

期限給銀等も同しならずと雖もいとゆる黒奴賣買の所業
小均しき事にて此の如き所業も萬國の法例に戻り且無辜
の日本人狡黠の外國人は欺られ利益を悉く彼に奪われ憐
む可し日本人を酷熱の氣候と辛勞煩苦に堪へずして疾病
に罹るのみならず萬一如何程慘酷の所置に逢ふとも訴ふ
可き處無きことへ死すとも期限中を故郷へ歸るの路無く
不祭の鬼とあるに至らん嘆惜すべきの甚しきにあらずや
方今日本全國平穩ならず政府にて此の如き事を處置す

るの暇無うるべし然れども國亂稍治まりとらそ政府よて能く此事件を糾し之は關係せし者よ相當の罰を加へ後來の患害を防ぐ可きなり然らずんば民人の災害のみならず日本の大恥辱あるべし

サント穿々島近來天死の者多く民口年々減少す故は是まて支那人を雇ひ使役せしむ支那人も炎暑と虐使とよ苦しみ彼地へ往く事を好まず夫故は此度日本人を雇ふ事を試みたるあるべし

黒奴賣買の事を既に禁止とあり其後英國政府と支那政府と條約ありて支那人を年期を定めて外國へ送りし事あれ

とも是亦禁止よ成たり

○上野山内への布告書

彰義隊忠義奮發并よ當は山諸向は警衛よ付赤心の條々宮様は感淺くらず以來恐多くも尊體當局へは委任は遊は段は沙汰の趣覺王院よりは相違は問此段及廻達は

別紙

昨日 大總督宮様より岩井左衛門を爲召今日登 城之處參謀正親町へは逢有之北陸道總督兩卿當山へ轉軍の依よ付昨日覺王院を以て右は兩卿へは仰入且彰義隊長より上は趣逐一 大總督宮へ言上の處 御門主様思召の次第

覺王院盡力の段并は彰義隊精忠の旨委細承知は感不斜思
召いし付右轉陣の俊を以見合は成は段山口達の事

四月廿四日

喻言一則

唐通居士 錄

ある男二人の妻を持ちけり一人を年とけ一人を若うりけ
りその若き女は邊の鬘鬘は白き毛の交れるこそ似合を
うらね願をくも白きを抜きて黒き毛をうりを留めおつた
やと言ひけれを男抜うせよけり扱年とけさる女のもとよ
往きけるよ女の言ひけるを難うく年老いては邊の如く若
き髪を持ちとらんを世は男の無き松ふて人のあざけりも

うしろめと一同じも黒きを抜きて白きを留めんといふ男
せんうとあくて又ぬうせよけりうく彼方よてをぬうれ此
方よてをぬうれ果も鬘鬘共は無うてぞ有けるその如く君
子とらん者二人の機嫌を取らんとして已が心定まらされを
終は其身は禍を得ること昔も今も其とめし少うらす心す
べき事よこそ

○といしらす

中島信敬

あといきす忍う岡の忍ひ音をおのう五月は早くしてしう

うつきついとちの日

目賀田守蔭

立ちへる代はもうもあ更は又葵うき、ん月を來よけり

千年功業夢中夢

小中村清矩 紀藩

そのうみの根さしも深き葵草露を袖よと思ひうけきや

失題

廣澤安任 會藩

欲因大義舉網維一決此心何又疑休逐末流煩口舌至誠自有
貫天時

○江湖新聞初集より追々出板兩三日中よを賣出し間書
林繪草紙屋よては求可下し 無鳥郷主人白

○追加

日光法門主様今月十日頃に出立よては上京あるべき由相
聞えしよ付上野山下邊の市民は延期を嘆願する者夥し



中外新聞
第廿一號

定價
一分

慶應四年閏四月六日

會津侯の歎願書

不肖の容保謹て奉言上は去戌年以來在京奉職仕は處料ら
 ずも無限 天恩を蒙り冥加至極奉存は然る處宗家□□以
 下不束の次第よて 天怒よ觸れ 由親征に 仰出は趣遙
 よ奉伺誠よ以て驚愕の至奉惱 宸襟は條重く恐入奉存は
 京都の俊も容保專職よ有之今日の形勢よ立至りは段旁以
 何共可上上松無は座畢竟容保上□□を補翼して不能安
 宸襟下を頑固疎暴の家臣共制馭不行届の所致よ由座は間



何卒□□俊寛大の 思召を以ては取扱成下度奉懇願の
容保儀も退隱の上在所へ引退き恭順謹慎 沙汰奉待の
右の趣宜に執成 是奉聞の俊伏して奉懇願に誠恐誠惶頓
首敬白

二月

容保謹上

此歎願書諸侯伯より手寄を求め何卒して 天聴に達し奉
りは松種に盡力ありと雖も拒斥せられて未だ達せざと
云ふ或を曰私よを達せしめとも公けに達せざる間を
受取の沙汰これ無しとも聞こゆ他の諸侯の歎願書も
同様の事有るより風聞す何よもせよ 是政度は一新の

折柄ふれも其事の成否を兎も角も諸方より出る書面等
何卒中途に擁蔽の患無き様よ致し度ものあり

○督府參謀木梨精一郎外一人よりを達し書付

江川太郎左衛門へ

外十三人へ同文

近日一種の兇黨等處々よ屯會し良民を欺き恣意暴行の趣
不畏 天威言語道斷の所業よは條右の徒等其支配所へ入
込いせよ悉く召捕置可訴出い萬一多人數手よ餘りいせよ
近隣の各藩中合急速撃取萬民安堵可爲致事

辰四月

東海道鎮撫府總督 印

副將 印

○らーやめんの話

外國人の妾を俗よラヤメンと稱す其緣故を横濱繁昌記といふ書に詳かり

或る人横濱在留西洋人の爲に妾を媒す其媒妁の注文を出しとるを西洋人の居留處に寓居の南京人にて筆談を以て頼みとり此方の媒人も稍文字を解しとる故筆談にて注文を受けとり其注文書年齢を幾歳より幾歳までの間給金を

如何程かと云ふ事悉く氷解して疑ひ無し然るは顔色を日字様ふる面相の女を望むと記しとる此方の媒人いさゝら不審あがら奇ある注文も有れを有る物とおもひて態くをんどいづらの女を兩三輩撰み出し連れ行きて見せとるは一人も氣に入らずと云ふ何事か氣に入らぬと問へば顔付が注文は合をすと云ふ顔こそ注文の日字様かれと云へば南京人一圓承知せず段々其故を問へば南京人曰吾ら注文しとるを篆書の日字様あり然るは公の携へ來りしを八分の日字様ありと云て互に絶倒せり生物知りの事を誤る例世に少うらざるん

按するは篆書の日字を日と作る即ちホソオモテとて
いとゆる龍長面なり媒人の連れ行きり者を棋局面にて
日字形ありと見ゆ若し試み粉團面(ボタモチ)ガホの女
を連れ行きて大篆の㊦字様ありと云ふは南京人再び膝
腹絶倒すべきや

喫霞仙史 録

○佛蘭西在留友人書狀の寫
博覽會も去る十月八日終り相成り

博覽會に付諸國の帝王當國へ參られは當時奧地利帝兄弟
三人逗留致されは付調練一覽に相成り三兵合せて五萬

人其中騎兵一萬大砲百挺有之目さましき事は座は

佛蘭西帝の輕便なる事を自ら馬車の馬を使ひ諸人に交り
往來致されは從者僅に三四人は座は後宮も宮女僅に三
四名の由奥向の入用を至て少き事にて其代りは兵備も
莫大の入費を不惜由すべて宮女の多き國を必衰微いと
いと西洋人常々居は

巴勒の警衛を都周圍に大なる塹を掘高土手を築き要處に
くは小堡あり事有る時土手へ大砲を備へ兵を出す右に
付如何なる侵襲有之はとも巴勒の任人立退の沙汰無之安
心の至りは座は且外國の氣風を唯其主君を守るのみ

無之國民を保護する事を專一と致し故連年の戦争有之
いても左のみ百姓町人より大なる難儀を掛り不す
屯所を都下よりも多く有之常々番兵を置き事有る時を互
テレガラーフよて合圖いとし都下を勿論在方村より至
る迄蒸氣車の通路自由にして座の故千里の遠きより兵を出
しも極迅速にして座の兵糧も蒸氣車よて運送いとし故思
ひの外遠國の軍も手輕なる事にして座の

巴勒を實は馬の多き所よて驚き入る騎兵の分を除き馬車
よ用る馬九三萬餘四これ有り

澳地利帝巴勒の窮民へ十萬フランクの金を施行いとしされ

い土耳其峨羅斯帝漏生の帝王も同根と事よし

巴勒を日本の京都より少く大なり江戸程の大都會を歐羅
巴よ無之の都府の立派ある事を世界第一とす去ちがら
窮民多く三十歳よて妻を迎へる者を早き方より早く子を
持ててを養育する困りし由より婦人悉く内職を致し但し
衣類を何れも立派にして座の
婦人を實は美あり色飽くまで白く肌細くよて鼻高く唇薄
く言葉やさしくい

帝王いつれも時々芝居見物より出られし既し此頃も澳地利
帝芝居へ往りしは平人より異なる事無く往來制止も無く只



中外新聞
第廿二號



中外新聞第廿二號

慶應四年閏四月八日

大總督府よりの出達書二通

田安中納言

江府鎮撫萬端取締の依り委任の間可有精勤 大總督宮

出沙汰の事

長閑四月二日

大總督府 參謀

○

田安中納言

昨今の時勢に付格別苦慮盡力の事件深感思食は猶此上見

込の俊も無忌憚り出萬端可抽誠忠旨 大總督官 山沙汰
い事

辰閏四月二日

大總督府 參謀

○

大久保一翁

右同文言二通

勝安房守

右同文言二通

大總督府參謀より相達せらる別ニ房州言上書あり第廿三
號ニ出す

○閏四月三日出版タイムス新聞の譯

北國より來りし者の話ニ日本北部の諸侯一致して會津を
推して盟主とあり新ニ政府を建てんとす其同盟の諸侯を
土井大炊頭土井大隅守兄弟丹羽長門守津輕越中守南部美
濃守佐竹左京大夫伊達陸奥守伊達若狹守相馬大膳亮中山
備中守松平大學頭と杉大膳大夫酒井左衛門尉本多宮内少
輔等是かり此諸侯の勢益強大にして其兵合せて二十二萬
五千人進て江戸を離るゝ事北里の地まで出張せりと云
今日を英國女王ヒクトリヤの誕生日よて例年の如く祝ひ
事日出度相濟みたり

○
奥州小名濱在住代官森孫三郎仙臺へ招呼をれ總督府より左の書付を渡されし由

伊達小名濱兩郡元代官

森孫三郎

右奥州伊達小名濱兩郡の郡司代を仰付の間第一人民を誠意より取扱ひ極老并に困窮の者共を別して憐愍を加へ年貢其外無恙上納に極萬端可擢忠勤言を仰付し事

辰四月十日

鎮撫總督府 參謀朱印

同人へ

其方扶持の儀を是迄の通二百俵に下之支配下役の者へも同様に下之に條萬事節儉を元として出奉公可致言を仰付し事

日附同前

又

以來代官の名目を差除郡司代と改めし付境目杭へも御領郡司代何某と書附に松を仰付し事

日附同前

○海軍局よりの言上書

貫不中節を乍微力素より宿怨の□藩を相手取り六十餘州の海上海岸よ□の旗以後相見え不中松可仕心得よて天朝を勿論諸藩領海岸并よ持船へを決して私より手出仕間敷い呉も是までの厚き 此高論よ奉背私よ此船を運用仕餘擢髮難謝の罪よ奉存いへ共私共一同の心事を地下よて 此累代様へ可奉り上い恐惶謹言

辰四月

内家海軍

上様

○閏四月四日此觸書

此度水戸表國境へ關門を取建出入共印鑑を以て相改いよ付てを此供并よ此用として彼地へ罷越い面をも其段此目付へ相達右引合印鑑請取い松可致い右之趣向いへ可致達い事

閏四月

○閏四月三日出板へラルド新聞紙の譯

兵庫よりの便よ 天子を尚大坂よ 此滯留あり此程歐羅巴人等を兩親王よ拜謁せり是尤榮譽と謂ふべし

大坂を静謐よて別段の新聞も無し只當月十六日一の驚く
可く憐む可き事件有り其日大坂の城内に於て人足共木石
を取片付けんとする間小如何せし過ちより鐵の道具と石
と打合ひ火花を發し運こそ拙けれ其近邊の火藥は火移り
て石も八方に散亂し即死四人怪我人あまんと有りしと云



中外新聞

第廿三號

定價
一
分

中外新聞第廿三號

慶應四年閏四月十日

勝安房守より 大總督府へ差出たる建言書

悚懼戰栗昧死而言上仕は臣義邦の微名不圖 大總督宮
上聽よ達し江府鎮撫の任は委任に 仰出且昨今の時勢よ
付苦慮盡力仕は段は感賞猶此上管見不憚忌諱可奉り上旨
深厚之 寵命不堪恐懼仕合は座は元來臣義邦無才無能
唯一點之愚衷以不欺心平生の素心と仕は然るよ今般 此
沙汰の趣身よ取いて織芥成し得は事功の覺も無は座實以
存も寄らざる事 令旨を奉り恰も夢中又夢境よ入る如く

恍として可奉報答處を不辨次第は座いれ
 仰付は職事
 の如きと臣義邦不肖敢て其大任は當り可し器量無は座い
 猥りは貪恩榮いへ上 朝廷を欺き奉り下民望は背きい
 筋何分拜任は堪不し奉恐入い抑昨今 天兵東降の際城地
 獻納の日に至るまで晏然鎮静仕い中々臣義邦等苦慮
 盡力の及ふ所は無は座偏は 皇威の赫くると寡君□□
 至恭至順誠心の致す所と奉存い實は□□一身のみふらす
 祖宗の基業を捨全く一家の私を不顧幽閉待罪の日とヤせ
 とも 天朝尊奉 皇國治安を祈るの意聊衰る所無は座義
 邦輩は於ても其誠意は感し鄙心頓は消盡仕只管□□の純

忠は體認仕い尤自然府下寧靖天兵臨城の日も市肆不變衆
 庶 皇恩時雨の如きを奉感戴い事も最 聖化の普きよは
 る處は座い得共亦□□恪謹恭順の微功無之とも難申哉
 臣義邦愚昧往日□□將蒙 天譴の時死を以匡救可仕處微
 力よして行届不し遂は奉勞 六師征討一時邦内騷擾尚不
 測の變故もいれ、其未外國覬覦の端をも開可しは立至い
 段萬死難償追念らくは及い得て慚懼身を容るゝの地無之
 恐入奉存い何ぞ 大總督官の恩命を奉拜受いは堪可し哉
 負罪の臣今更一言を奉獻の地位よも無は座い得共令旨拜
 見仕いは葛葉の言をも捨させ玉もさるは旨もな爲在い間

恐をも不顧愚衷を陳啓仕に此上府下静謐遠く邊境よ及一
生靈の安寧を謀らせ玉えんよと臣義邦の如き力よと難
及い後よ此座に前件を中上は恭順の至誠士民をして自ら
感化せしむる□□近日の行實こそ能其地位に適當仕に欵
と存に仰願くを 聖徳天地よひとしき皇怒を以□□を
して退隱を 仰付府内よ還任ふさしめられしとて府下の
衆庶必其恪恭よ薰陶せられ漸く不令して安靖よ至いん
尤負罪の□□遼國の間も無此座府内へ還させ玉ふ事 朝
廷の光威光よも拘り可中と議論も可有此座に得共仮令惡
人よいと悔悟改心仕に得を咄嗟間よ善人よ相成りし事

よ此座に□□元と惡人と中よも無此座一時過錯馭下の方
を失しよより事犯 天怒の以來痛責自艾仕に實蹟を前
文中中上は通明よ了よ此座に然れも今日の□□を前日
の□□よといたす方今國家多難の時破格の此權道を以て
つのは仁術を施させられいよ、大よ 皇國の為よも可相
成よも無用を以有用を助け 皇化の此爲よも相成に半歟
と存に斯中上は得を偏よ□□の爲よ地を爲しに格此賢
察の程を恐懼に得共臣義邦素と一事不欺を以世よ處し中
は從來の持操を 大總督府下及ひ元戎軍門從征一二の吏
臣よも粗存知の人も有之に半欵誠よ至愚至慙情意有之儘

よき陳上は次第幾重も 此憐恕を成下件く篤と 此洞
察は下置は格伏てを惘願は誠恐誠懼死罪く敬白

戊辰閏四月

勝 安房守

○四月中旬は布告書

諸侯參 朝は制度の倣え追て可也 仰出はへとも去冬以
來引續き別して當正月三日後不容易は時勢は立到り迅速
上京 王事は勤勞せしめは段神妙の至也 思召は然處永
く滯京致疲弊往く藩屏の任難堪格よ立到り以てを實不相

濟事は付供養并議定職參與職及び京師守護取締等也 仰
付置は外は誓約相濟は輩を左の通兵隊殘置一先は暇を下
は就てを歸國の上先達て 此誓約は為在は 此趣意を奉
體認速は家政向改正を勿論未と 皇國內は平定はも不立
到事は付彌以て不虞の備を嚴よ於國邑 此指揮可奉待
は將又いまと 此誓約不相濟輩を其儘滯京可罷在也 仰
出は事

- 一 大藩百五十人より二百人まで
- 一 中藩百人より百五十人まで
- 一 小藩廿五人より百人まで

但し右人數定の倭を兵隊のみよりて其餘役方の者用辨
相調ひい文相當相誥可し總て簡易質略を主とし無用の
者滞在屹度可致用捨い事

附依 此沙汰警衛人數之倭を格別之事

○上野御殿へ歎願書の寫

下賤の身を以て奉汚 尊聽い段如何にも奉恐入いへ共當
正月以來都府の安危を不為忍と勿体も日光 御門主様
駿城まで此進纏を為遊都下の生靈塗炭は落入い艱苦を此
救助を為成下置いより既は今日まで銘々家産安穩は營み

來りい段偏は萬民は愛撫の此懇情より出る處よりて全く
此仁慈を蒙り故の此倭と老少無限一同難有な感佩い然
るは猶此仁意はあまへ下賤の身を以て私に身を請い段何
共を恐入いへ共今般當 御門主様は上京を為遊い哉の趣
内こそ傳承驚愕の至は存い乍去其此事柄は於てを素は
り私輩の可な伺筋は無は産いへ共此程 此勅使は入城以
來引續近境所より戦争も此座い哉の趣はて昨今都下の市
民共別して痛心歎息の折柄此上 御門主様は發都等
仰出いも、彌以大小の町人共忽ち力を落し即日途方は暮
れ隨て商賣の路絶え果家産相續も難出來不得止事老少凍

餒の苦海に落入はより外手段無は症は問仰願をくた無量
のは愛憐を以て都下は鎮撫は行届相成上下一同安心仕は
また暫時の間は發都は猶豫のは沙汰を成下置はた、御門
前は住居罷在は私共を中上は迄も無は産都府百萬の町
人共無此上難有仕合を存は此段不顧恐多 也輦下は伏し
謹て奉歎訴は恐々以上

辰閏四月

上野池之端元黒門町

町人共連名

